

離島等供給特例承認申請書

令和5年5月19日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発5第2号

令和5年5月19日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和5年5月19日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいますが、ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和5年5月19日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいますが、ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和5年6月1日から令和5年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和5年6月1日から令和5年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電

灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧用] 17 (季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 18 (ピーク抑制型季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 21 (低圧高負荷契約) (5), 離島約款 [低圧用] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 24 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧用] 附則 5 (第 2 深夜電力のお客さまについての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (3)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (4)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 7 (曜日別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則 7 (曜日別電灯のお客さまについての特別措置) (3)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則 8 (農業用低圧季節別時間帯別電力のお客さまについての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則 9 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 9 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則 10 (融雪用電力のお客さまについての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等についての特別措置) (1), 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等についての特別措置) (2), 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等についての特別措置) (3), 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等についての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等についての特別措置) (5)イ, 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等についての特別措置) (5)ロ, 離島約款 [低圧用] 附則 14 (令和 5 年 6 月 30 日までの料金等につい

ての特別措置) (5)ハ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (6)イ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (6)ロ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (7), 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (8)イ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (8)ロもしくは離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (9)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 燃料費等調整

燃料費等調整とは, 離島約款[高圧用]15(業務用季節別時間帯別電力)(5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 20 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 21 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 22 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費等調整額を加えることをいいます。

5 料 金

イ 2 (適用期間) に定める適用期間における, 離島約款 [低圧用] 15 (定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯

料金もしくは小型機器料金，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（1）ハ，離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧用〕附則4（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）の料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕17（季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）（5），離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（2）ハ，離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5），離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5），離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ，離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（3），離島約款〔低圧用〕附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（1）ホ，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（2）ホ，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（3）ホ，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（4）ホ，離島約款〔低圧用〕附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）（5）ホ，離島約款〔低圧用〕附則7（曜日別電灯のお客さまについての特別措置）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕附則7（曜日別電灯のお客さまについての特別措置）（3）ニ，離島約款〔低圧用〕附則8（農業用低圧季節別時間帯別電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（1）ホ，離島約款〔低圧用〕附則9（深夜電力のお客さまについての特別措置）（2）ニ，離島約款〔低圧用〕附則10（融雪用電力のお客さまについての特別措置）（4），離島約款〔低圧用〕附則14（令和5年6月30日までの料金等についての特別措置）（1），離島約款〔低圧用〕附則14（令和5年6月30日までの料金等についての特別措置）（2），離島約款〔低圧

用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (3), 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (4), 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)イ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)ロ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)ハ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)ニ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (5)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (6)イ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (6)ロ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (7), 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (8)イ, 離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (8)ロもしくは離島約款 [低圧用] 附則14 (令和5年6月30日までの料金等についての特別措置) (9)の電力量料金は, 離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 I (燃料費調整) 1 (1)ロ(ロ) a, b もしくは c または 2 (1)ロ(ロ) a (a), (b), (c), b (a), (b) もしくは (c) により算定される場合は, 別表 I (燃料費調整) 1 (1)ハまたは 2 (1)ハによって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 I (燃料費調整) 1 (1)ロ(ロ) d または 2 (1)ロ(ロ) a (d) もしくは b (d) により算定される場合は, 別表 I (燃料費調整) 1 (1)ハまたは 2 (1)ハによって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間における, 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)

ホ，離島約款〔高圧用〕17（業務用電力）（5），離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（1）ニ，離島約款〔高圧用〕18（高圧電力）（2）ホ，離島約款〔高圧用〕19（臨時電力）（3），離島約款〔高圧用〕20（農事用電力）（3），離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（1）ハ，離島約款〔高圧用〕21（自家発補給電力）（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕22（予備電力）（3）の電力量料金は，離島約款〔高圧用〕に定める燃料費等調整によらず，別表Ⅱ（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については，離島約款〔低圧用〕および離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

附 則

本供給条件の実施にともない、離島等供給約款以外の供給条件（令和5年3月28日付け20230224資第50号承認。）は廃止いたします。

別表 I (燃料費調整)

別表 I

別表 I (燃料費調整)

1 定額電灯, 従量電灯, 臨時電灯, 公衆街路灯, 低圧電力, 臨時電力 または農事用電力の場合の燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、その端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四

捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価

- a 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに(a)，(b)または(c)の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る
場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 1 (2) の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、
かつ、129,200 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 1 (2) の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 129,200 円を上回る
場合

平均燃料価格は、129,200 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 1 (2) の基準単価}}{1,000}$$

- b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適

用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年6月1日から令和5年 6月の料金に係る計量期間等の 終期までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年 7月の料金に係る計量期間等
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年 8月の料金に係る計量期間等
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年 9月の料金に係る計量期間等
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年 10月の料金に係る計量期間等

(ロ) 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃
料費調整単価

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、か
つ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、か
つ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
以上となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年6月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	271円88銭	135円94銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	162円41銭	81円21銭

ii 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年6月1日 から令和5年9月の料金に係る計量期間等の 終期までの期間	令和5年10月の 料金に係る計量 期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	2円19銭	1円10銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	4円38銭	2円19銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	4円38銭	2円19銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペア までの場合	43円82銭	21円91銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアン ペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	43円82銭	21円91銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年6月1日 から令和5年9月 の料金に係る計量 期間等の終期まで の期間	令和5年10月の料 金に係る計量期間 等
契約電力1キロワット1日につき	46円05銭	23円03銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円03銭	11円52銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年6月1日 から令和5年9月 の料金に係る計量 期間等の終期まで の期間	令和5年10月の料 金に係る計量期間 等
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

ハ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または離島約款 [低圧用] 附則 4 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円09銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円09銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円20銭1厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 I（燃調費調整）1（1）イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表 I（燃料費調整）1（1）ロによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

**2 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力
および農事用電力以外の場合の燃料費調整**

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

(イ) 令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

(ロ) 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 10 月の料金に係る計量期間等の終
期まで

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの
平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四
捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

(イ) 基準となる燃料費調整単価

- a 基準燃料費調整単価は、各契約種別ごとに(a) i もしくは ii または(b) i もしくは ii の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(a) 令和 5 年 6 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで

- i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2(2)イの基準単価}}{1,000}$$

- ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2(2)イの基準単価}}{1,000}$$

(b) 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 10 月の料金に係る計量期間等の終期まで

- i 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2(2)ロの基準単価}}{1,000}$$

- ii 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2(2)ロの基準単価}}{1,000}$$

b 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年6月1日から令和5年6月の料金に係る計量期間等の 終期までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年 7月の料金に係る計量期間等
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年 8月の料金に係る計量期間等
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年 9月の料金に係る計量期間等
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年 10月の料金に係る計量期間等

(v) 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

a 令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + cに定める特別措置の燃料費調整単価

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = cに定める特別措置の燃料費調整単価

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、cに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = c に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

- (d) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回り、
かつ、基準燃料費調整単価が、c に定める特別措置の燃料費調
整単価以上となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - c に定める特別措置の燃料費調整単価

- b 令和 5 年 7 月 1 日から令和 5 年 10 月の料金に係る計量期間等の
終期まで

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る
場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + c に定める特別措置の燃料費調整単価

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = c に定める特別措置の燃料費調整単価

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、
かつ、基準燃料費調整単価が、c に定める特別措置の燃料費調
整単価を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = c に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

- (d) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回り、
かつ、基準燃料費調整単価が、c に定める特別措置の燃料費調
整単価以上となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - c に定める特別措置の燃料費調整単価

- c 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年6月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	7円00銭	3円50銭

ハ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 令和5年6月1日から令和5年6月30日まで

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭2厘
------------	-------

ロ 令和5年7月1日から令和5年10月の料金に係る計量期間等の終期まで

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表I（燃調費調整）2（1）イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表I（燃料費調整）2（1）ロによって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別表Ⅱ (燃料費等調整)

別 表 II

別表 II（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.6566$$

$$\delta 2 = 0.3434$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等調整単価} &= (\text{平均燃料価格} - 64,900\text{円}) \times \frac{\text{別表II (燃料費等調整) 2の基準燃料単価}}{1,000} \\ &+ (\text{加重平均市場価格} - 17\text{円}44\text{銭}) \times \text{別表II (燃料費等調整) 3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年1月21日から令和5年4月20日までの期間	令和5年6月1日から令和5年6月の料金に係る計量期間等の終期までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年2月21日から令和5年5月20日までの期間	令和5年7月の料金に係る計量期間等
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年3月21日から令和5年6月20日までの期間	令和5年8月の料金に係る計量期間等
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年4月21日から令和5年7月20日までの期間	令和5年9月の料金に係る計量期間等
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年5月21日から8月20日までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までの期間	令和5年1月21日から令和5年4月20日までの期間	令和5年6月1日から令和5年6月30日までの期間
令和5年2月1日から令和5年4月30日までの期間	令和5年2月21日から令和5年5月20日までの期間	令和5年7月1日から令和5年7月31日までの期間
令和5年3月1日から令和5年5月31日までの期間	令和5年3月21日から令和5年6月20日までの期間	令和5年8月1日から令和5年8月31日までの期間
令和5年4月1日から令和5年6月30日までの期間	令和5年4月21日から令和5年7月20日までの期間	令和5年9月1日から令和5年9月30日までの期間
令和5年5月1日から令和5年7月31日までの期間	令和5年5月21日から8月20日までの期間	令和5年10月1日から令和5年10月31日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ) に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年6月1日から令和5年9月の料金に係る計量期間等の終期までの期間	令和5年10月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	3円50銭	1円80銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	33銭7厘
------------	-------

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅱ（燃料費等調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格、別表Ⅱ（燃料費等調整）1（2）の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施するため、離島等供給約款以外の供給条件を設定し、令和4年12月16日に承認を受けました。その後、令和5年4月1日の離島等供給約款の実施にあたって、令和5年4月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することに

よる激変緩和措置を実施するため、離島等供給約款以外の供給条件を設定し、令和5年3月28日に承認を受けておりますが、令和5年6月1日の離島等供給約款の実施にあっても、引き続き適用するべく、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価および 燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和5年6月分～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	令和5年6月分	令和5年10月分
				(※1)	～9月分(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆 街路灯A	電 灯	10Wまで	1灯	3.884kWh	27円19銭	13円59銭
		20Wまで	1灯	7.768kWh	54円38銭	27円19銭
		40Wまで	1灯	15.536kWh	108円75銭	54円38銭
		60Wまで	1灯	23.304kWh	163円13銭	81円56銭
		100Wまで	1灯	38.840kWh	271円88銭	135円94銭
		100W超過 100W までごとに	1灯	38.840kWh	271円88銭	135円94銭
	小 型 機 器	50VAまでの機器	1機器	11.601kWh	81円21銭	40円60銭
		100VAまでの機器	1機器	23.202kWh	162円41銭	81円21銭
		100VA超過 100VA までごとに	1機器	23.202kWh	162円41銭	81円21銭

臨時電灯 A	50VA まで 1 日につき	1 契約	0.313kWh	2 円 19 銭	1 円 10 銭
	100VA まで 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1 日につき	1 契約	0.626kWh	4 円 38 銭	2 円 19 銭
	500VA 超過 1 kVA まで 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで 1 kVA までごとに 1 日につき	1 契約	6.260kWh	43 円 82 銭	21 円 91 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	46 円 05 銭	23 円 03 銭
	0.5kW の場合 1 日につき (※3)	1 契約	—	23 円 03 銭	11 円 52 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

2 特別措置の燃料費等調整単価

		令和 5 年 6 月分～9 月分	令和 5 年 10 月分
1 キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	3 円 50 銭	1 円 80 銭